

令和元年 第7回  
小林市教育委員会  
定例会

会 議 録

令和元年6月26日(水)

## 令和元年 第7回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和元年6月26日(水) 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第1会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 槇光子 淵上定一郎
- 4 参与職員 山下康代 藤井寛史 松田和弘 税所将晃 金丸浩二 中神正弘  
(調製職員) 川俣洋寿
- 5 説明職員
- 6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 それでは、ただいまより、令和元年6月19日付小林市教育委員会告示第3号で招集されました令和元年第7回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、議事に入りますが、まず報告です。報告第8号小林市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正について、説明をお願いします。

松田社会教育課長 それでは、報告第8号でございます。

こちらは小林市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、全庁的にLGBTの関係がございまして、申請書等の性別について、不要な部分については表記をしないという方向性での様式の変更でございます。

こちらの2ページのを見ていただきたいと思います。

社会教育課で実施する子ども教室の部分があったんですけども、様式第1号、4ページ目になります。4ページ目の申請書につきましては、まず本人の部分は男女の表記を残しました。これはなぜかといいますと、子供に突発的な事故や怪我をしたとか、そういったときに病院に搬送したりとか、そういった部分もございまして、今は名前だけではちょっと性別が判明しにくい部分もございまして、この申請書の入会希望者の本人だけについては性別を残したところなんです。同居家族の部分もございまして、こちらについては不要というところで、男女の表記を削ったところがございます。続きまして、様式第2号から4号までが同様な文言になっている

んですけれども、一番上の氏名、生年月日、性別とある部分の性別の部分、こちらのほうを削除したということでございます。

こちらのほうの改正ということでございます。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、何かご質問等ありますでしょうか。

淵上委員 今の説明で非常によくわかったんですけれども、実際、小林市の中で書きたくないとかそういう意見だったりというのはありますか。実際の子供たちの中でそういう方がいらっしゃるというのは把握していますか。

松田社会教育課長 こちらにつきましては、今現在、社会教育課の中でそういった苦情とかは出ていない状況でございます。今回の改正につきましては、市民課の人権同和対策室で一括して要綱の改正を行ったところです。他課の部分につきましては把握していないところでございますが、社会教育課の部分では苦情等は出ていない状況でございます。

中屋敷教育長 学校関係では、今、その子がLGBTのどれかに入るかどうかというのは、本人もわからないし、学校の教職員もわかりません。違和感はあるんでしょうけれども、例えば、男の子でみんながトイレに入っているときには入れない子はいます。それから、不登校の中で、女の子ですが、スカートが嫌で行かないという子もいます。宿泊学習とか修学旅行なども、一緒にお風呂に入らないという子はいます。ただ、その子がそうなのかというのはまだわからないというような状況で、そこが非常に難しいところで、それを教職員が働きかけたときに、傷つけたり、あるいは親が「えっ」と、先生がそんなことを言ったのという話になってくるので、非常にデリケートな部分になっていますね。今のところはそういう子がいるんだという理解のもとに、どう対応したらいいかという研修を積み重ねる段階なのかなという感じで、今、学校関係には話しているところです。

大部菌教育長職務代理者 小学校でも制服があるところとないところがあるので、中学校になると制服ですけれども、普通に着ている制服がすごく苦痛であったりとか違和感を感じているとか、実際そういう子供さんもいるというので、そういうところは先生方も、この中に何名かいるかもしれないということ常を頭に置いて信頼関係を築かないと、子供から、「実は」と相談に来てくれるような関係が築けるといいかもしれないですね。

中屋敷教育長 よろしいですか。(はい)

次の報告案件、報告第9号小林市放課後子ども教室推進事業教育活動サポーターの委嘱について、説明をお願いします。

松田社会教育課長 それでは、報告第9号小林市放課後子ども教室推進事業教育活動サポーターの委嘱についてでございます。

こちら8ページ目をご覧いただきたいと思います。

こちらが永久津地区のサポーターの増員です。こちらの方が新たに永久津のほうのサポーターとして登録を5月1日からされるということになりましたので報告です。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。

これは随時受け付けるのでしょうか。

松田社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 定員とかはどうなっていますか。

松田社会教育課長 こちらの子ども教室の部分についてのサポーターになりますので、人数は何名というような上限は決めていないようなところでございます。その中で不足、やはりサポーターについても高齢な部分もあったり、ずっと長い間続いている部分があって体調を崩されたりしてやめていくサポーターの方もいらっしゃいますので、足りなくなったらコーディネーターの方に声かけして新たに登録してもらうというようなところを実施しているところでございます。

中屋敷教育長 こういう方が増えるといいなとは思っています。永久津は多いんですね。まだ活動しておられる方もいらっしゃるし、いいことだとは思っています。よろしいですか。(はい)

それでは、報告第10号にいきます。

小林市放課後対策運営委員会委員の委嘱について、説明をお願いします。

松田社会教育課長 それでは、報告第10号小林市放課後対策運営委員会委員の委嘱についてでございます。

こちら10ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらの放課後対策運営委員会につきましては、年に1度、委員会等を開催しているところでございますが、本年度につきましては8月に開催を予定しているところで

ございます。こちらの委員につきましても行政担当、放課後子ども教室、放課後児童クラブ、学識経験者、学校関係者、あと地域住民であったりそういった方々を踏まえまして、各所で実施しています放課後子ども教室であったり児童クラブの情報交換、情報交流というところで開催しているところでございます。

今年度の部分につきましてもメンバーというところで、こちら22名になっておりますので、こちらのほう、報告とさせていただきたいというところでございます。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、報告は終わりました、議案に入りたいと思います。

議案第43号小林市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部改正について、説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、議案第43号についてご説明いたします。

12、13ページをご覧ください。

まず説明いたします前に、長期継続契約について少しお話をさせていただきます。

行政の場合は単年度予算ですので、年度、年度に予算をつけて、契約をするというのが基本ですけれども、地方自治法の中で、翌年度にわたって電気、ガス、もしくは水の供給、もしくは電気通信、役務の提供を受ける場合の契約は、年度をまたがっての契約ができるとなっております。それを受けて、小林市の場合も長期契約継続ということで条例を定めております。長期継続契約を締結することができる契約の中に2つありまして、1つが物品を借りる契約で、複数年にわたって契約を締結することが一般的であるもの、また、2つ目に、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年にまたがり契約を締結することとするものというふうになっております。

その条例を受けまして、今度は規則で詳しくこの契約というのを載せることになっております。13ページにありますのが、今、小林市でやっている長期契約が58号まで今載っております。今回規則を改正していただく

のは、タブレットを各小中学校に入るようにしているんですけども、このタブレットが今までの長期契約の中では13ページの29番に載っているんですが、教育用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約ということで、タブレットについてはこれで大丈夫なんですけれども、タブレットは保守契約を結びますので、保守をしないといけないので、保守もこの長期契約の中に入らないといけないということになりまして、今回29号の分、教育用電子計算機関係機器の賃貸借及び保守に関する契約に変えるものであります。

それから、これまでは教育用の部分で学校に入っている校務用の機器も一緒に載せていましたが、今回、学校の子供たちが使う教育用と校務用、学校の使う校務用の機器は別に載せようということで、29番の下に30番といたしまして、校務用電子計算機関係機器の賃貸借及び保守に関する契約ということで追加をさせていただくというような訂正になります。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですけれども、ご質問等ありませんでしょうか。

項目としては1つ増えるんですね。59になるんですね。

山下教育部長 いえ、すみません。13ページの43を見ていただきたいんですけども、これは教育用提示装置機器等の賃貸借にかかわる契約だったんですが、これが電子黒板等をうたっていたんですが、これも教育用電子計算機の中に、29号に入れます。そのかわりその43号は削除するんですが、29の下に30号として校務用電子計算機を入れてもらって、今までの30番からを一個ずつ下げるということになります。

中屋敷教育長 項目は変わらない。

山下教育部長 はい、変わりません。

中屋敷教育長 了解です。

よろしいですか、ご質問等はありませんでしょうか。(なし)

それでは、質問、ご意見等はないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第43号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。議案第43号は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第44号小林市招致外国青年任用規則を廃止する規則に

ついて、説明をお願いします。

松田社会教育課長 議案第44号小林市招致外国青年任用規則を廃止する規則について、次にあります45号の方も関連になりますので、併せて説明をさせていただきたいと思います。

こちらは、今、国際交流員といたしまして社会教育課にメロンさんが配属されていますが、8月から国際交流員の所管課が地方創生課に移ります。この部分について、来られる外国青年に関して教育委員会で規則等を定めていたんですけれども、こちらが行政のほうに、地方創生課というところで行政サイドでの規則制定というふうになりますので、教育委員会規則のほうを廃止いたしまして、新たにこれと同等の規則を行政のほうで再度作り直すというものでございます。

メロンさんにつきましては、8月から一般財団法人自治体国際化協会といまして、国際交流員の派遣なんかをされる会社に就職が決まったところなんです。メロンさんご本人としては、非常に九州が好きで、九州にどこか職場を探していたんですけれども、今回は東京になるというところで、ちょっと残念がっていたところでございます。

新たに、8月から地方創生課に来られるのは、ドイツから女性の方が来られますが、ご家族を連れてこちらのほうに来日というふうになっているところでございます。8月からドイツ国籍の女性の方が国際交流員という形で配属となります。

この廃止に関する規則については、以上になります。両方一括しての提案とさせていただきます。

中屋敷教育長 45号の勤務評定要領も、廃止だからいいんですね。

松田社会教育課長 そうです。

中屋敷教育長 はい、わかりました。同じように廃止するということですね。

松田社会教育課長 そうです。

中屋敷教育長 わかりました。説明はお聞きのとおりですが、何かご質問等ありますでしょうか。

今までの幼稚園に行ったりとか、そういう業務は所管が変わるけれどもしてくれるということによろしいですかね。

松田社会教育課長　こちらにつきましては、所管課は地方創生課になるんですけれども、外国語教室であったりとか、あと学校訪問等については今までどおり実施していきたいというふうに考えております。ただし、今回の地方創生課に行くことによりまして、在留外国人への対応であったりとか、国際への情報発信業務などは地方創生課にいらっしゃいます国際化推進員がいらっしゃいますけれども、そちらの方と同様になって業務を進めていきますので、今までと同回数のござい可能性もございます。ただ、できる限りは実施していきたいということで、社会教育課から派遣をお願いする形をとらせていただきたいと思います。

中屋敷教育長　ありがとうございました。  
これから外国の方が働くようになっていくでしょうから、その対応も小林市はしていかないといけないし、子供たちの国際化に向けての対応もしていかないといけないので、学校教育課はALTというのを5名いるんですけれども、それと併せていろんなことに取り組んでいけたらとは思っているところです。秋祭りとかパレードに参加してくれたりするので非常にいいとは思っていますけれども。それでは、よろしいでしょうか。(はい)  
それでは、お諮りします。議案第44号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。(異議なし)

ありがとうございました。議案第44号については原案どおり承認されました。

続きまして、議案第45号につきましても原案どおり承認してよろしいでしょうか。(異議なし)

中屋敷教育長　ありがとうございました。議案第45号も原案どおり承認されました。  
以上で議事のほうは終わりたいと思います。  
それでは、来月の開催予定をお願いします。

川俣調製職員　来月、7月16日に紙屋小中学校の学校訪問になっておりますので、学校訪問終了後、紙屋中学校で行いますのでよろしくお願いたします。

中屋敷教育長　それでは、以上で定例会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

閉会　16:50



教育長

---

教育長職務代理者

---

委員

---

委員

---

委員

---

調製職員

---